

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京海上ホールディングス株式会社			コード	8766
提出日	2025/5/21	異動（予定）日	2025/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案を付議するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	御立尚資	社外取締役	○													○		有
2	遠藤信博	社外取締役	○													○		有
3	片野坂真哉	社外取締役	○													○		有
4	大園恵美	社外取締役	○													○		有
5	進藤孝生	社外取締役	○													○		有
6	ロバート・フェルドマン	社外取締役	○													○		有
7	松山遙	社外取締役	○													○		有
8	和仁亮裕	社外監査役	○													○		有
9	大槻奈那	社外監査役	○													○		有
10	清水順子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	御立尚資氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
2	該当事項はありません。	遠藤信博氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
3	該当事項はありません。	片野坂真哉氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
4	該当事項はありません。	大園恵美氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
5	該当事項はありません。	進藤孝生氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
6	該当事項はありません。	ロバート・フェルドマン氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
7	該当事項はありません。	松山遙氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
8	該当事項はありません。	和仁亮裕氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
9	該当事項はありません。	大槻奈那氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
10	該当事項はありません。	清水順子氏は、下記4．に記載の当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。

4. 補足説明

「社外役員の独立性判断基準」

社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。